

第百二十六回 参議院労働委員会 會議録第十二号

平成五年六月八日(火曜日)
午後六時二分開会

委員の異動

六月二日

辞任

南野知恵子君

山崎 正昭君

千葉 景子君

補欠選任

森山 眞弓君

佐々木 満君

大脇 雅子君

六月四日

辞任

三石 久江君

補欠選任

一井 淳治君

出席者は左のとおり。

委員長

田辺 哲夫君

理事

大木 浩君

星野 朋市君

庄司 中君

笹野 貞子君

委員

岩崎 純三君

佐々木 満君

坪井 一字君

一井 淳治君

大脇 雅子君

清水 澄子君

篠崎 年子君

浜本 万三君

武田 節子君

中西 珠子君

足立 良平君

吉川 春子君

衆議院議員

労働委員長

岡田 利春君

国務大臣
労働大臣 村上 正邦君

政府委員
労働大臣官房長 七瀬 時雄君

労働大臣官房審議官 征矢 紀臣君

労働省婦人局長 松原 亘子君

事務局側
常任委員会専門員 佐野 厚君

本日の會議に付した案件
○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田辺哲夫君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る六月二日、南野知恵子君、山崎正昭君及び千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として森山眞弓君、佐々木満君及び大脇雅子君が選任されました。

また、去る六月四日、三石久江君が委員を辞任され、その補欠として一井淳治君が選任されました。

○委員長(田辺哲夫君) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村上労働大臣。

○国務大臣(村上正邦君) ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

短時間労働は、働く人、雇う側双方の希望に沿

うものであることから、近年その数は著しく増加しており、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等も見られ、我が国の経済社会において重要な役割を果たしております。また、今後の中長期的な人手不足の傾向等を踏まえると、女性や高齢者が働きやすい短時間労働は今後ますます重要な就業形態になるものと考えられます。

しかしながら、短時間労働者の就業をめぐることは、多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な雇用管理が行われていない等種々の問題点も指摘されており、また短時間労働者も職業生活上の不安を抱えているところであります。

このような状況にかんがみ、短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その能力を有効に発揮することができるようになり、もって短時間労働者の福祉の増進を図ることが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、今後の短時間労働対策のあり方について検討いただいたパートタイム労働問題に関する研究会の報告を踏まえ、本法律案を作成し、婦人少年問題審議会及び中央職業安定審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、労働大臣が、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定めることとしております。

第二に、労働大臣が、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、指針に定

める事項について必要な指導及び助言を行うことができることとしております。

第三に、国、都道府県等は、短時間労働者等が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をするともに、短時間労働者として就職しようとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第四に、労働大臣が、短時間労働援助センターを指定し、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助等短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしておりますが、短時間労働援助センターに関する部分は、平成六年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田辺哲夫君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院労働委員長岡田利春君から説明を聴取いたします。岡田君。

○衆議院議員(岡田利春君) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、目的規定における雇用管理の改善等の内容が適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生充実その他の雇用管理の改善であることを明確にすること。

第二に、事業主の責務に関する規定において、事業主は、短時間労働者の適正な労働条件の確保及び雇用手続の改善を図るために必要な措置を講ずるに当たり、就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮すべきことを明確にすること。

第三に、事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するように努めるものとする。

第四に、事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、または変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められる者の意見を聞くように努めるものとする。

第五に、労働大臣は、短時間労働者の雇用手続の改善等を行う必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指導及び助言に加えて勧告をすることができるとする。とともに、報告の徴収についての規定を整備すること。

第六に、政府は、この法律の施行三年後に、この法律の施行状況を調査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田辺哲夫君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明聴取は終わりました。

本案件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に關

する請願(第二三五八号)
一、労働基準法改正に関する請願(第二三七〇号)
一、トラック運輸の長時間労働改善のための労働基準法改正に関する請願(第二三七一号)

一、障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願(第二三八二号)
一、労災ナースホームの増設と入居基準に関する請願(第二三九一号)

一、労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願(第二三九二号)
一、労災病院の全府県設置に関する請願(第二三九三号)
一、労災補償保険法の後退の阻止に関する請願(第二三九四号)

一、障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願(第二四二八号)
一、労災ナースホームの増設と入居基準に関する請願(第二四三九号)

一、労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願(第二四三五号)
一、労災補償保険法の後退の阻止に関する請願(第二四三六号)

一、年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願(第二四四九号)
一、トラック運輸における長時間労働一掃に関する請願(第二四五二号)

一、年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願(第二四五八号)
一、労働基準法改正に関する請願(第二四七七号)

一、年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願(第二四八二号)(第二五〇四号)(第二五〇五号)(第二五〇六号)

一、女性の労働権を脅かす変形労働時間制の撤廃に関する請願(第二五〇七号)
一、年単位の変形労働時間制反対、現行変形労働時間制の改善に関する請願(第二五〇八号)(第二五一九号)

第二三五八号 平成五年五月二十一日受理
年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町三ノ六四四 竹野和子 外六十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二〇二九号と同じである。

第二三七〇号 平成五年五月二十一日受理
労働基準法改正に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市西英町一三ノ八 伊沢智 外一万四千五百六十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第二三七七号 平成五年五月二十一日受理
トラック運輸の長時間労働改善のための労働基準法改正に関する請願
請願者 埼玉県春日部市備後東二ノ五ノ六 三 中根秀男 外二千八百七十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二一九六号と同じである。

第二三八二号 平成五年五月二十一日受理
障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

労災ナースホームの増設と入居基準に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二三九二号 平成五年五月二十一日受理
労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第二三九三号 平成五年五月二十一日受理
労災病院の全府県設置に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第二三九四号 平成五年五月二十一日受理
労災補償保険法の後退の阻止に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六 一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三二〇号と同じである。

第二四二八号 平成五年五月二十四日受理
障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

第二四三九号 平成五年五月二十四日受理
労災ナースホームの増設と入居基準に関する

請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二四三三号 平成五年五月二十四日受理

労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第二四三六号 平成五年五月二十四日受理

労災補償保険法の後退の阻止に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
森昌一

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一三二〇号と同じである。

第二四四九号 平成五年五月二十四日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 千葉市花見川区作新台一ノ一六ノ
二〇 渡辺トミ 外三百二十三名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二四五二号 平成五年五月二十四日受理

トラック運輸における長時間労働一掃に関する請願

請願者 札幌市厚別区青葉町六ノ三ノ一ノ
三〇三 大西喜代春 外四百九十
九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第二四五八号 平成五年五月二十四日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西青山三ノ二ノ一
五 小林ツヤ 外四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二四七七号 平成五年五月二十五日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元一ノ二〇ノ二ノ
三〇八 佐藤歩美 外四千七百十
名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第二四七八号 平成五年五月二十五日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 京都府福知山市南岡三八七ノ一
塩見美樹子 外四千七百十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第二四七九号 平成五年五月二十五日受理

労働基準法改正に関する請願

請願者 広島市安佐南区東野三ノ九ノ二六
ノ二 山本修司 外四千七百十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第二四八二号 平成五年五月二十五日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 埼玉県上尾市西上尾第一団地二ノ
七ノ四〇五 増田美恵子 外四十
九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二五〇四号 平成五年五月二十六日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 青森県三戸郡五戸町字神明後二二
ノ八 三浦隆 外二百八十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二五〇五号 平成五年五月二十六日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 長崎市館内町一八ノ一 川野哲
外三百七十五名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二五〇六号 平成五年五月二十六日受理

年単位の変形労働時間制導入反対、真にゆとりある生活実現のための労働時間短縮に関する請願

請願者 東京都三鷹市野崎二ノ一〇ノ一
中澄子 外二百四十名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第二二〇二九号と同じである。

第二五〇七号 平成五年五月二十六日受理

女性の労働権を脅かす変形労働時間制の撤廃に関する請願

請願者 東京都品川区南品川五ノ一一ノ五
〇ノ四一三 柚木康子 外一名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二三四四号と同じである。

第二五〇八号 平成五年五月二十六日受理

年単位の変形労働時間制反対、現行変形労働時間制の改善に関する請願

請願者 東京都江東区東陽二ノ三ノ六ノK
ノ六〇五 門川淑子

紹介議員 清水 澄子君

日本の労働者の年間労働時間は二千時間を超え、それによって作り出された国際競争力で日本は世

界第二位の「経済大国」にのし上がった。労働者の生活のリズムを軽視したこの長時間過密労働は国際的な非難の的となっている。私たちは昭和六十二年以降の時間短縮、週四十時間制の実現に期待してきた。しかし、今国会に提出されている労働基準法改正案は時間短縮の姿勢が弱ればかりか、一年の変形労働時間制の導入によりサービス残業や過労死を生む構造を強化するおそれ大きいと言わざるを得ない。長時間過密労働の元凶の時間外や休日労働を縮小させるための割増賃金率の引上げについても消極的である。このまま法改正が進めば日々生活と労働の綱渡りの中で労働時間の短縮を心から願いつつ働いてきた女性にとって更に働きにくい状況が生まれるのは目に見えている。今、女性たちにとって必要な時短とは一日の労働時間が確実に短縮されることであり、計画性のある定形勤務が望まれる。昭和六十三年以降拡大した一箇月単位の変形労働時間制の下で、業務の繁忙に合わせ一日十二時間から十五時間にもなる労働日が増え、取り分け子育て中の女性たちが非常に困難を余儀なくされたり、働き続けられなくなりパート勤務に変わったという実態もある。人間の生活は一日単位で営まれている。労働時間の弾力化は労働者の生活リズムを奪い、妊産婦の健康や育児・介護に打撃的な影響を生み出す。変形制の拡大は今回の時短促進のねらいである「勤労者と家庭にゆとりをもたらすし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図る」ことに基本的に逆行する。私たちは女性の労働する権利のために生活リズムを崩す変形制の拡大について再考を求める。実効ある労働時間短縮のために施策の再検討を求める。また、ILOの家庭責任を負う労働者の労働権の保障を求めた第百五十六号条約は時間短縮を進める世界の確認事項であり、一日も早い批准を求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、一年単位の変形労働時間制の導入はしないこと。

二、現行三箇月単位の変形労働時間制を廃止す

ること。

三、一箇月変形制について、現在多くの職場で採用されているがその実態把握の上で改善策を打ち出すこと。

1 一日の所定内労働時間の上限を八時間、一週の上限を四十時間に制限すること。

2 時間外を含めた一日の実労働時間が十時間を超えないこと。

3 連続所定労働日の上限を六日とする。

4 妊産婦及び育児・介護を担う労働者の適用除外とともに、勤労学生の就学保障のための配慮義務を効果あるものにする。

四、変形労働時間制の導入に関しては労使による協議と労基署への届出を義務付けること。

五、男女労働者への時間外休日、深夜労働への規制を強めること。割増率を大幅に引き上げ、その最低基準を法に明記すること。

六、みなし、裁量労働の適用職種の拡大をしないこと。

七、労基法の施行において法の猶予措置、特例措置による事業規模差別を無くすこと。

八、ILO第百五十六号条約の早期批准を行うこと。

第二五一九号 平成五年五月二十六日受理

年単位の変形労働時間制反対、現行変形労働時間制の改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原一ノ二六ノ四

廣沢のり子

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二五〇八号と同じである。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 短時間労働者対策基本方針(第五条)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置(第六―第八條)

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置(第九條―第十條)

第四章 短時間労働援助センター(第十一條―第二十八條)

第五章 雑則(第二十九條―第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働

時間に比し短い労働者をいう。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨けている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

第二章 短時間労働者対策基本方針

第五条 労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するよう努めるものとする。

(就業規則の作成の手続)

第七条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業主において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう努めるものとする。

(指針)

第八条 労働大臣は、○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

第五節
2 前条第三項から第五項までの規定は、指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第七條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を行うため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(短時間雇用管理者)

第八條 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を行うため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置

(職業訓練の実施等)

第九條 国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十條 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及

び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四章 短時間労働援助センター

(指定等)

第十一條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十

四條の法人であつて、第十三條に規定する業務

に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同條に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「短時間労働援助センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十二條 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(業務)

第十三條 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

四 次条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十四條 労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五

十号）第二十三條の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十四條の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、労働省令で定めるものを支給すること。

二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三條又は雇用保険法第六十四條の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十五條 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。
(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第十六条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る業務(次条及び第二十三条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。
(報告)

第十七条 短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があるとき、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。
(事業計画等)

第十八条 短時間労働援助センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(区分経理)

第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十條 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
(労働省令への委任)

第二十一條 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。
(役員及び解任)

第二十二條 短時間労働援助センターの役員は、その効力を生じない。
2 短時間労働援助センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(役員及び職員は公務員たる性質)

第二十三條 給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(報告及び検査)

第二十四條 労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況

若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(監督命令)

第二十五條 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し等)

第二十六條 労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に關し不正の行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

第四十二條 第一項の条件に違反したとき。
第五十五條 第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。
労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

務の実施)

第二十七條 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があるとき認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。
(聴聞)

第二十八條 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。
一 第二十二條第二項の規定による役員解任命令
二 第二十六條第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令
2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(雇管理の改善等の研究等)
第二十九條 労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるように

するため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用手続の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用手続の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。
(適用除外)

第三十條 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員については、適用しない。
(罰則)

第三十一條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科する。

第三十三條 第十六條の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一

条から第三十三條までの規定並びに次條の規定

及び附則第三條の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四條第三号の改正規定及び同法第五條第四号の次に一号を加える改正規定に限る。）は、平成六年四月一日から施行する。

(検討)
第二條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八 短時間労働者の雇用手続の改善等に関する法律（平成五年法律第 号）
(労働省設置法の一部改正)

第三條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に、「短時間労働援助センター」を加える。

第四條第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用手続の改善等に関する法律（平成五年法律第 号）の施行に関すること。

第五條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 短時間労働者の雇用手続の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第五條第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 短時間労働者の雇用手続の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

平成五年六月十七日印刷

平成五年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P